

## 松本市町内公民館整備補助金事務取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、松本市町内公民館整備補助金交付要綱(昭和39年告示第83号)(以下、「要綱」という。)第7条の規定に基づき、町内公民館の整備に係る費用を補助することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 要綱及びこの基準における「町内公民館」とは、町会、常会、その他の地域活動団体(以下、「地縁団体」という。)が広く社会教育及び地域活動を目的として設置する施設をいう。

### (対象施設等)

第3条 この基準の対象となる建物は、松本市域にあって、講座・学習会等の社会教育活動、集会等の地域活動、地域住民のレクリエーション、文化活動等に資する施設である。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは対象とならない。

- (1) 特定の用途のために専用される施設(消防団活動、農事施設等)
- (2) 松本市が所有する建物及び土地
- (3) 地縁団体でない者が所有する施設。ただし、地縁団体の代表者、または複数の関係者名義で登記されているものを除く。
- (4) 対象となる建物、または土地に抵当権が設定されている施設
- (5) 社殿、堂宇伽藍、教会等の宗教施設
- (6) その他、公金を支出することが適正でない施設

### (対象者)

第4条 補助事業者は、町会長、町内公民館長、常会長、その他地縁団体の長、または、それに相当すると市長が認める者とする。

### (対象経費)

第5条 事業の対象経費は、要綱第2条に定める一般建設費等工事請負費、敷地・建物の取得費並びに借上料とする。ただし、保険、賠償、補償、松本市町内公民館整備補助金以外の補助・助成制度等により賄うことのできる事業の対象経費及び次の各号に該当するものは、対象とならない。

- (1) 手数料(電気・水道の引込み、登記及び金銭の振込等にかかるもの)
- (2) 委託料(設計、工事監理及び耐震診断等にかかるもの)

- (3) 賃借料（施工者が供用する仮設トイレ、現場事務所等の仮設物及び光熱水費等）
- (4) 町内公民館の建物及び敷地に関連しない経費。ただし、敷地取得費については、建物面積と建ぺい率により算出された敷地面積のみを対象とする。
- (5) 事故、事件等の対応経費
- (6) その他公金を支出することが適正でない経費

2 要綱第2条第2項1号ただし書きの、公共事業等により町内公民館を移転新築する場合の補助対象経費は、前項で定める対象経費から、移転新築に伴う補償料相当額を除いた額とする。

（要望並びに精査）

第6条 補助事業者は、申請前年度の定められた期間内に補助の要望を行わなければならない。ただし、当該年度に申請するとして、既に協議が整っている事業については、この限りではない。

2 市長は、要望内容を精査したのち、必要に応じて関係部署と協議のうえ、次年度補助事業を決定する。

（工事価格の決定）

第7条 1件100万円を超える事業は、補助事業者が、見積合せ（入札）を行い、見積徴取経過書並びに見積書を交付申請書に添付しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者等が事業完了後に提出する補助事業等実績報告書には、必要に応じて次の書類等を添付しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 施工写真
- (3) 収支決算書
- (4) 開発行為許可書
- (5) 建築確認済証
- (6) 登記簿
- (7) 設計書
- (8) 竣工図書
- (9) 耐震診断書
- (10) 構造計算書
- (11) 工事記録
- (12) 廃棄物管理票（マニフェスト）

(13) その他必要な書類等

(補助金の支払い)

第9条 補助金は、松本市補助金交付規則第13条に定める補助金額の確定後、補助事業者が指定する金融機関に振り込むものとし、前払い等はこれに応じない。

(事故等の責任)

第10条 補助事業の執行に伴う事故・傷害等の一切の責任は、補助事業者が負うものとする。

(その他)

第11条 要綱並びにこの基準に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。